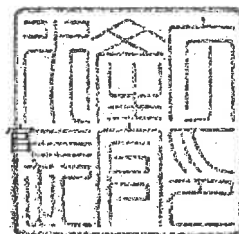


30 水漁第 556 号  
平成 30 年 7 月 24 日

北 海 道 知 事 殿

水 産 庁 長



「米国向け輸出エビ製品に関する証明書の発行に関する取扱要領」の制定について

今般、北海道海面漁業調整規則第 5 条に規定するえびかご漁業の許可により漁獲されたホッコクアカエビ及びその製品について、米国の「1996 年 5 月 1 日付けエビ底引き網漁業におけるウミガメの保護に関する公法第 101-162 号」に基づき、ウミガメの混獲のおそれがないものとして、米国政府より認定されましたので、別添のとおり、「米国向け輸出エビ製品に関する証明書の発行に関する取扱要領」を制定しました。本要領について御了知いただくとともに、要領 2 の (2) の特定えびかご漁業許可者が所属する漁業協同組合及び関係事業者への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴道において同規則の同条に規定するえびかご漁業に関連する規定並びに「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（日本海海域）」及び「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（後志振興局管内沖合海域）」等における関連規定を変更しようとするときは、あらかじめ、当庁担当官宛てに連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。